

様式第3号(第3条関係)



令和4年(2022年)4月22日

湖南市長 生田 邦夫 様

湖南市政治倫理審査会
会長 真山 達志



審査結果報告書

湖南市政治倫理条例第7条第5項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 審査対象者の氏名及び審査請求の内容

【審査対象者】 森淳議員

【審査請求内容】 11月9日報道機関による「市長なりすまし推薦文」
森淳議員の湖南市議会議員選挙法定ビラに関連する報道について
その内容について、市民への説明責任を果たすため

2 審査結果

次のとおり

【湖南省政治倫理審査会委員】

役職	委員名	職業
会長	真山達志	大学教授
副会長	八幡知行	公認会計士・税理士
委員	秋月謙吾	大学院教授
委員	林善彦	司法書士・土地家屋調査士・行政書士
委員	古川麻里恵	弁護士
委員	山本善通	税理士・行政書士・中小企業診断士

【審査請求等の経過】

令和3年11月26日付けで、赤祖父裕美議員、松井圭子議員、川波忠臣議員、細川ゆかり議員、副田悦子議員、中土翔太議員および柴田栄一議員の連署をもって、湖南省議会議長宛に湖南省政治倫理条例（以下「条例」という。）第5条の規定による調査請求書の提出があった。

令和3年12月3日付け湖議第221号審査請求書により、湖南省議会議長から湖南省政治倫理審査会会長宛に条例第6条第2項の規定による調査請求に係る審査付託がされた。

【審査の経過】

◆第1回審査会

◇開催日：令和4年1月13日（木）

◇議事内容：審査請求内容を確認した。

調査請求の適否について審査した結果、調査すべき案件として取り扱うこととした。

政治倫理基準違反の存否について審査するに当たり、審査の方法について確認した。収集すべき資料、事情聴取を行うべき者等について確認した。

◆第2回審査会

◇開催日：令和4年1月28日（金）

◇議事内容：審査対象者に事情聴取を行い、収集すべき資料等について確認した。

◆第3回審査会

◇開催日：令和4年2月21日（月）

◇議事内容：提出された資料請求、事情聴取の内容を基に、政治倫理基準違反行為の存否について審査した。

◆第4回審査会

◇開催日：令和4年3月23日（水）

◇議事内容：結果報告書の内容について確認した。

◆第5回審査会

◇開催日：令和4年4月6日（水）

◇議事内容：結果報告書の内容について確認した。

【審査の内容】

令和3年10月17日執行の湖南省議会議員一般選挙において頒布された審査対象者の選挙運動用ビラに掲載された市長推薦文について、審査請求人から求められた次の調査内容等について、資料請求および事情聴取により調査を行った。

(1) 推薦文原稿の市長への依頼の有無

推薦文について、審査対象者が次のとおり市長に依頼したことを確認した。

令和3年8月28日、電話により、市長に推薦文の依頼を行うため面会を求めたが、日程調整ができなかった。そのため、電話により、推薦文の依頼を行い、そのことについて了承を得、署名および写真の提供を依頼した。

(2) 市長の自署の收受方法

市長の署名について、審査対象者が次のとおり市長から收受したことを確認した。

令和3年8月29日、市長の事務所において、前日の電話で市長に依頼した署名および写真のデータを市長の私設秘書から受け取った。

(3) 推薦文原稿の市長による確認の有無およびその方法

推薦文原稿について、審査対象者が次のとおり市長に確認したことを確認した。

令和3年9月14日、審査対象者の事務所において、市長の署名が入った推薦文と写真を市長に見せ、十分に確認できる時間を設定した後に了承を得た。

(4) 推薦文内容の市長の承認の有無

上記(3)のとおり

(5) 道義的および法的（条例）な認識

下記【判断の理由】のとおり

【審査の結果】

条例第4条第1項第1号に規定する政治倫理基準に違反する行為はなかったと判断する。

【判断の理由】

調査請求で求められた「なりすまし行為」についてであるが、そもそも「なりすまし」については法令上の概念が存在するわけではなく、また社会的にも十分な合意が得られた定義が存在するわけではない。一般的には、本人の知らない、または合意のない言説ないし行為を、あたかも本人のものであると第三者をして誤認させるような行為と考えられているだろう。なお、そのような意味での「なりすまし」行為であれば、公職選挙法第235条第1項に規定されている虚偽事項の公表罪に当たるおそれがある。

本件における審査対象者の行為については、市長が審査対象者を推薦することおよび市長名の推薦文を選挙文書に掲載することについて、市長に予め了解を得ており、推薦文の文案について事前に見せて了解を得るという手順を踏んでいる。また、公職者の挨拶、演説、答弁等の原稿を本人以外が作成することは一般的に行われており、特に珍しいことではない。したがって、たとえ市長本人が執筆していないとしても、文案の作成についての委任があったことが合理的に認められ、かつ作成された文案を市長本人が確認する機

会を作るという手順が踏まれていれば、社会通念や一般的な社会慣行から考えると、著しい問題があるとは言えない。少なくとも、本人が知らないうちに勝手に文章を作成し、または文章を変えて公表するという、上述の「なりすまし」行為には該当しないと判断する。

また、推薦文中の「筆を執りました」という部分については、「私が筆を執るほど信頼を置いて推薦した人物だ」という評価的な側面が強いものであって、筆を執るという行為自体にことさら意味がある表現とは言えない。市長との信頼関係については、市長の発言、報道発表の市長コメントからも確認できるので、この点でも社会的正義から逸脱するようなものではない。

審査対象者の行為は、市長の確認を取る努力をし、十分な手順を踏んでいることから、今日の社会通念や一般的慣行からすれば「不正」や「不誠実」とは言えず、また議員としての品位と名誉を損なうとは言えない。さらに、有権者を欺いたり、有権者の判断を誤らせるような結果に繋がったりする行為ではなかったと判断し得る。よって、条例が定める政治倫理基準に違反する行為には当たらないと判断する。

【附帯意見】

当審査会において、本件審査対象者の行為については、慎重な調査と審査の結果、「なりすまし」に当たらないことを確認した。しかし、一般的に「なりすまし」行為であるか否かは外形上、容易に判断することが困難であることから、公職にある者は、市民から疑念を持たれるような行為を厳に慎むよう求める。